

地域再生推進法人の指定について

- 1 指定番号：第1号
- 2 指定年月日：平成29年4月17日（南魚沼市告示第123号）
- 3 法人の名称：一般社団法人 南魚沼市まちづくり推進機構
- 4 法人の住所：新潟県南魚沼市六日町2914番地1 桜井ビル2階
- 5 根拠法令：地域再生法第19条第1項
- 6 業 務：①移住・定住を進めるための事業の企画立案及び実施
 ②移住・定住推進に関する情報収集及び情報発信
 ③市民・移住者の生活支援のための組織形成や関連事業の企画立案及び実施
 ④移住者等の就業、起業・創業を進めるための活動と支援
 ⑤地域での雇用を創出するための政策の提言と支援
 ⑥関係機関と連携した中で行う、地域産業活性化のための事業
 ⑦地域コミュニティと協働した市民・移住者向け支援事業の企画立案及び実施
 ⑧学校・医療機関と連携した市民・移住者向け支援事業の企画立案及び実施
 ⑨CCRC構想に関する情報発信及び移住者確保に関する事業
 ⑩前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

◆法人設立、指定までの沿革

時 期	内 容	担 当
1月4日	・推進法人設立準備業務委託	市
1月25日	・第5回CCRC推進協議会（形態と業務提案）	CCRC推進協議会
2月3日	・推進法人登記業務委託	市
2月上旬	・法人形態の検討 ・構成員検討・役割検討 ・担当・実施事業の洗い出し ・実施計画、予算案等作成	準備部会 市・準備部会 法人設立準備受託者 法人設立準備受託者
2月8日	・法人設立準備部会	市・準備部会
2月下旬	・事業の確定 ・詳細協議 ・定款等作成 ・従業者の決定 ・H29事業計画・事業費・スケジュールの確定	準備委員会 市 法人設立準備受託者 準備部会 法人設立準備受託者
2月22日	・法人設立準備部会	市・準備部会
2月27日	・申請書回覧（回議）と委任状押印	設立時社員
3月15日	・第6回CCRC推進協議会（準備状況報告）	CCRC推進協議会
3月24日	・主たる事務所所在場所の決定に関する決議書	設立時社員
4月14日	・定款認証（4/11オンライン申請）	長岡公証役場
4月17日	・法人登記申請（法人設立） ・地域再生推進法人指定申請書 ・事務所開設 ・業務開始 ・口座開設 ・基金拠出（出資）請求	司法書士 推進法人 推進法人 推進法人 推進法人 設立時社員
4月17日	地域再生推進法人指定（告示123号）	

◆定款：別紙のとおり